

緊急地震速報訓練を実施します

問合せ 危機管理課 消防・防災担当 内線282

気象庁では、年2回（6月・11月）、全国瞬時警報システム（※Jアラート）を用いた、緊急地震速報の訓練を全国的に実施しています。町でも、「いざ」というときに備え訓練を実施します。実際に大きな地震が発生した時に落ち着いて行動できるよう、放送に合わせてシェイクアウト訓練を行うなど、防災のための取組をしてみましょう。

訓練実施日時 6月15日(木) 10時ごろ

訓練内容 町内80か所に設置してある防災行政無線から一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】
上りチャイム音
＋「こちらは、ぼうさい杉戸です。只今から、訓練放送を行います。」
緊急地震速報チャイム音
＋「大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」×3
＋「こちらは、ぼうさい杉戸です。これで訓練放送を終わります。」
下りチャイム音

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【シェイクアウト訓練】
シェイクアウト訓練とは、地震発生時に身を守るための安全行動を行う訓練です。
（放送が聞こえたら・・・）

安全行動の1-2-3



杉戸町は子育て世帯の移住・定住を応援します！
子育て世帯移住・定住促進奨励金を交付しています

問合せ 総合政策課 政策行革担当 内線209

子育て世帯（出産予定を含む）が町内で住宅を購入すると、
1世帯あたり20万円（2人以上子どもがいると30万円）を交付します。

申請者 下記対象要件に該当する世帯員のうち、住宅の所有者である方

申請期限 取得した住宅の登記完了日（所有権保存または移転）から1年以内

対象要件

世帯要件

○住民票上で町外からの転入または町内での転居の日が令和3年4月1日以降であること

※現住所の敷地内で住宅を建て替え、住所変更が生じない場合は、取得した住宅の登記完了日から1年以内である世帯が対象

○18歳未満のお子さまを養育する世帯または出産予定の方がいる世帯であること

※申請日の属する年度内に18歳になったお子さまも対象

※出産予定とは、母子健康手帳の交付を受け、かつ出産を予定している場合

○世帯員に、申請日の属する年度の前年度分の町税の滞納がないこと



住宅要件

○新築または売買により取得した申請者本人名義の住宅（中古住宅、マンション、建替えを含む）であること

※増築、一部改築は対象外

※詳細については、町ホームページ（右QRコード）をご覧ください。



杉戸町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）
の返礼品提供事業者を募集します！

問合せ 総合政策課 財政担当 内線272

町では、ふるさと応援寄附金の返礼品を通じて、町の魅力のPRや地域経済の活性化を図っています。返礼品のさらなる充実を図るため、返礼品として商品やサービスを提供していただける事業者を募集します。

登録のメリット

①ふるさと応援寄附金制度を通じた、新たな販売経路ができます。

②登録された返礼品はふるさと納税ポータルサイトに掲載されますので、返礼品や提供事業者のPRにつながります。



※返礼品の登録は「返礼品提供事業者募集要項」に基づき登録できない場合もありますので、ご了承ください。

子育て関連制度・手当

申請・問合せ 子育て支援課 子育て支援担当 内線265・279

児童手当

①令和4年度の所得が所得上限限度額以上のため、現在手当を受給していない方で、令和5年度の所得が所得上限限度額未満になった方は、改めて認定請求書の提出が必要です。

令和5年度の課税通知書等により所得上限限度額未満となることを認識した日の翌日から15日以内に申請をしてください。

②所得上限限度額

子どもを養育している方の所得が「所得上限限度額」以上の場合、受給資格が消滅となり、手当は支給されません。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている子どもや施設に入所している子どもを除く）ならびに扶養親族等でない子どもで前年12月31日において生計を維持した人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入の目安」は、給与収入のみで計算しており、あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

扶養親族等の数	所得制限限度額 （これ以上は月額 5,000円支給）		所得上限限度額 （これ以上は手当なし）	
	所得額 （万円）	収入の目安 （万円）	所得額 （万円）	収入の目安 （万円）
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200

③現況届の提出

下記にあてはまる方は現況届の提出が必要です。

- 子どもと別居している方
- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所が異なり、町から手当を受けている方
- 離婚協議中等で配偶者と別居している方
- その他、町から現況届の提出案内があった方

④各種届出が必要です

届出が必要なとき	申請の書類
請求者の所得が所得上限限度額未満になったとき	認定請求書
子どもを養育しなくなったとき、受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届
配偶者や子どもの住所や氏名が変わったとき	住所・氏名等変更届
受給者の加入している公的年金が変わったとき	
受給者が婚姻・離婚したとき	

※届出に必要な持ち物については、お問合せください。



児童扶養手当

現在受給中の方も、毎年8月に現況届の提出が必要です。

対象

- 父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子ども※を育てている方
- 子ども※を育てている父または母に一定の障がいがある方

※子ども…18歳になった年の年度末（3月31日）までの子。子に一定の障がいがある場合20歳まで。

申請 随時

※認定となった場合、申請月の翌月分から支給されます。

支給金額

（所得制限額についてはお問合せください）

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	44,140円	44,130円～10,410円
2人目加算額	10,420円	10,410円～5,210円
3人目以降加算額	6,250円	6,240円～3,130円

特別児童扶養手当

現在受給中の方も、毎年8月に現況届の提出が必要です。

対象

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

申請 随時

※認定となった場合、申請月の翌月分から支給されます。

支給金額

（所得制限額についてはお問合せください）

障がいの状態	月額（1人あたり）
1級（重度）	53,700円
2級（中度）	35,760円